## お知らせ

## 軽自動車等の手続きはお済みですか?

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等について、以下①~⑨のような 異動があった場合には、本庁税務徴収課もしくは各支所で手続きが必要です。

①販売店等から購入した

②知人等から譲り受けた

③市外から転入し、定置場が旧住所地になっている

⑤知人等に譲った ⑦盗難に遭った

⑧亡くなった方の名義になっている

⑨災害に遭った

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑
購入(新規登録)	$\circ$					$\bigcirc$
譲渡(廃車手続き済み)		0				0
譲渡(廃車手続きなし)		0		$\circ$	0	0
ナンバープレート交換				0	0	0
転入			0			0
廃車(廃棄、譲渡、転出)				0	0	0
廃車(盗難)				0		0

- ※代理人によるお手続きの場合は、代理人の印鑑も必要です。
- ※車体番号のメモや商品カタログでのナンバー取得はできません。必ず譲渡(販売)人の情報記入、押印のある譲渡(販売)証明書をご準備ください。
- ※盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要ですので、控えておいてください。
- ※台風19号で被災した原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等が使用不可となった場合もお手続きをお願いいたします。また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合、ナンバープレートが無くてもお手続き可能です。所有者・使用者の印鑑(所有者・使用者本人によるお手続きの場合は拇印可)をお持ちの上、税務徴収課または各支所へいらしてください。

軽自動車、二輪の小型自動車についての手続きの詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。 解体のみのお手続きを業者に依頼された方、解体業者の方は下記お問い合わせ先にて抹消登録の申告 もお願いいたします。

※台風19号の影響で被災した<u>軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪</u>のお手続きについても下記お問い合わせ先にお願いいたします。

口 D C D 1 C C D D 7 C D D 7 D 0				
車両の種類	届出先及び問合せ先			
・軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 茨城県東茨城郡茨城町若宮字広山887番59 <b>☎</b> 050-3816-3105			
・二輪の小型自動車(250cc超のもの) ・軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	茨城運輸支局 茨城県水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017			

問 本庁 税務徴収課 市民税G <sup>□</sup>52-1111 内線239

## 年末年始のごみ収集・し尿処理業務休業のお知らせ

年末年始におけるごみ収集・し尿処理業務の休業は、次のとおりとなります。

- ◆環境センター(ごみ処理施設)休業日
  - · 令和元年12月29日(日)~ 令和2年1月5日(日)
  - ※休業日は、環境センターへの自己搬入はできません。ご注意ください。

〔可燃ごみの収集〕 可燃ごみの収集は、年末は12月31日(火)の収集地区まで通常どおり行います。 年始は、令和2年1月4日(土)の収集地区から行います。

	12月				1月				
	28(土)	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)
可燃ごみの収集	0	×	0	0	×	×	×	0	×
ごみの自己搬入	0	×	×	×	×	×	×	×	×
し尿処理	×	×	×	×	×	×	×	×	×

問 本庁 生活環境課 ○52-1111 内線122

大宮地方環境整備組合 環境センター(ごみ) 029-296-1744 衛生センター(し尿) 0295-52-3535